

随意契約理由書

| | |
|--|--|
| 件名 | 令和4年度 西神・山手線 自走式集塵装置修理 |
| 契約の相手方 | 株式会社ヤシマキザイ 大阪支店 |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当 |
| <p>随意契約の相手方を選定した理由</p> <p>今回修理予定の自走式集塵装置修理は、主に月検査において当局 6000 形車両の電動空気圧縮機のフィルターを気吹き清掃する際に使用されるものである。</p> <p>修理対象の自走式集塵装置は、当局名谷車両基地検車庫 15 番線にて使用するため専用に設計・製作されたものである。</p> <p>現在の当局名谷車両基地の自走式集塵装置を修理することができる業者は、メーカーである東洋熱工業株式会社のみであり、株式会社ヤシマキザイ大阪支店は当地域における唯一の代理店である。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 検車係 電話番号 (078-793-1306) |